

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年6月12日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500005 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500010 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、平成 20 年 8 月 1 日は 12 万円、平成 20 年 12 月 27 日は 11 万円、平成 21 年 8 月 5 日は 7 万円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和 46 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 8 月 1 日
② 平成 20 年 12 月 27 日
③ 平成 21 年 8 月 5 日

A社から請求期間について賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の標準賞与額としての記録が無い。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、標準賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する賞与支払明細書により、請求者は請求期間において、賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書で確認できる賞与額から、平成 20 年 8 月 1 日は 12 万円、平成 20 年 12 月 27 日は 11 万円、平成 21 年 8 月 5 日は 7 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500020 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500012 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 45 年 5 月 21 日に、喪失年月日を昭和 45 年 6 月 21 日に訂正し、昭和 45 年 5 月の標準報酬月額を 2 万 8,000 円とする必要がある。

昭和 45 年 5 月 21 日から同年 6 月 21 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 45 年 5 月 21 日から同年 6 月 21 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 5 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、B 社で昭和 45 年 5 月 21 日に資格喪失、A 社で昭和 45 年 7 月 1 日に資格取得となっており、請求期間の記録が欠落しているが、私は、関連会社に異動しただけであり、請求期間においても雇用形態及び業務内容は変わらなかった。

調査の上、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者と同様、B 社で昭和 45 年 5 月 21 日に資格喪失し、A 社で昭和 45 年 7 月 1 日に資格取得となっている同僚が 26 名確認できるところ、このうち複数の同僚の陳述から、請求者が、請求期間において請求に係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

請求期間のうち、昭和 45 年 5 月 21 日から同年 6 月 21 日までの期間について、上記 26 名のうち 1 名が所持する給与明細書によると、昭和 45 年 6 月分給与（給与の締め日は昭和 45 年 6 月 20 日）が、A 社から支払われ、当該給与から昭和 45 年 5 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者は、請求期間のうち、昭和 45 年 5 月 21 日から同年 6 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、昭和 45 年 5 月 21 日から同年 6 月 21 日までの期間の標準報酬月額については、上記同僚の給与明細書において、昭和 45 年 5 月分の厚生年金保険料控除額は、当該同僚の B 社における昭和 45 年 4 月分の厚生年金保険料控除額と同額であることが確認できることから、請求者について、請求者の昭和 45 年 4 月の厚生年金保険の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A 社は昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間においては適用事業所としての記録がない。しかし、上記 26 名のうち、

複数の者が、A社において昭和45年5月21日に雇用保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、複数の同僚の陳述から、請求期間において5名以上の従業員が勤務していたことが認められることから、A社は、請求期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和45年5月21日から同年6月21日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和45年5月21日から同年6月21日までの期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていくながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和45年5月21日から同年6月21日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和45年6月21日から同年7月1日までの期間については、上記同僚が所持する給与明細書によると、A社から支払われた昭和45年7月分給与から、昭和45年6月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、当時の資料の保管がないと回答している上、請求者も、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間のうち昭和45年6月21日から同年7月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、昭和45年6月21日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500013 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500011 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 4 月 1 日に A 社へ入社し、同じ敷地内にある同社の子会社である B 社に異動となり勤務していたが、昭和 55 年 10 月 31 日付けで退職した。

ところが、年金記録によると、本来、資格喪失日は、退職日の翌日の昭和 55 年 11 月 1 日になるべきところ、昭和 55 年 10 月 21 日が資格喪失日となっている。

請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のB社における雇用保険の離職日を確認したところ、昭和 55 年 10 月 21 日となっている。

また、B社は現在、A社に吸収合併されており、A社の事業主は、「請求期間当時、B社は当社のグループ会社であり、厚生年金保険の適用事業所としておらず、B社を含むグループ会社の従業員の厚生年金保険の取扱いは、当社で行っていた。」と回答しているところ、A社が加入するC基金は、「請求者の同基金における資格取得日は昭和 53 年 4 月 1 日、資格喪失日は昭和 55 年 10 月 21 日である。」と回答しており、オンライン記録と一致している。

さらに、請求期間において、A社の被保険者であった同僚 25 名に照会したところ、7 名から回答があったが、請求者の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて具体的な陳述を得ることはできなかった。

加えて、A社の事業主は、「請求期間当時の従業員の資料を保管していないことから、請求者の勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。